

「大規模災害時におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスによる
緊急通報の活用可能性に関する検討会」(第3回)

1 検討会の概要

- (1) 日時 : 平成25年2月19日(火) 10:15~12:00
- (2) 場所 : 総合警備保障株式会社 本社 会議室
- (3) 出席者 : 行田座長、川島委員(代理出席:高橋)、木下委員、古閑委員、近藤委員、佐藤委員、島田委員、白谷委員、関委員、名取委員、細川委員、村田委員

2 概要

- 事務局より、米国での災害時のSNSの利活用について、説明を行った。
- 事務局より、消防庁においてSNS等による救助要請を取り扱うための課題について、説明を行った後、意見交換を行った。
- 意見交換後、事務局より、SNS等の情報の利活用の可能性について、説明を行った。

【各委員等の主な意見】

- SNS事業者として、通報するための入力フォームを決めることは、現在提供しているサービス自体の変更が必要になってしまう可能性があるため、ハードルが高い。
- 各SNS事業者がフィルタリングを行い、各SNS事業者が消防庁へ情報を送るといった流れが示されているが、消防庁として使いやすいものにするためには、例えばSNS事業者が協力して統一した仕組みを作り、消防庁へ情報を統一して入れる流れのほうが望ましいのではないかと。統一した仕組みについては、ワーキング・グループ的なもので該当事業者が集まり、調整可能と思われる。
- SNS等の利用者が、通常時に使い慣れているサービスを災害時にも使える仕組みがよいと思う。
- 個人情報収集の制限について、市町村の個人情報保護条例では、本人の同意があるとき、人の生命・身体・財産の安全を確保するため緊急かつやむを得ないと認められるとき、所在不明その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき、等においては個人情報を本人から直接収集するという原則から除外されている。
これらの点については、しっかりと整理しておいてもらいたい。SNS等事業者から利用者に対して事前に周知を行う項目については、資料で示された項目を検討すればよいのではないかと。
- 個人情報保護条例は市町村で定めているため、個人情報の取り扱いについて解釈が異なるのは困ると思う。SNSによる緊急通報時の個人情報の取り扱いについては、消防庁として統一した見解が示せればよいと思う。
- SNS等事業者が個人情報を第三者提供する流れとなっているので、この取り扱いも、人の生命・身体・財産の安全を確保するため緊急かつやむを得ないと認められるとき、と解釈可能なのかも検討していただきたい。

- 入力フォームについては、災害時は利用者の焦りもあり、最初からすべての必須項目を入力するのは難しい。聞き返すこと等で未入力項目を補完する等の方法も検討してほしい。
- 現在のサービスでは、位置情報を取得しておらず、取得するための本人同意もとっていない。取り扱う情報を被災地からの発信に制限することが提案されているが、発生場所で情報を絞れないので、今後検討が必要である。
- 位置情報の取得については、写真を添付し、写真の位置情報を載せるという方法もあると思う。
- アメリカ合衆国についても、システム化して受信している機関もあるので、消防庁においてもシステム化し、SNS事業者がシステムに合うように情報を送信すれば消防庁で统一的に受信できるのではないか。
- 消防庁においてシステムを構築するのはひとつの策であるが、維持管理が問題と考える。
- 各SNS事業者から消防庁へ情報が送信されるときに、うまくフィルタリングができればよい。情報の入口を狭めてしまうと、情報の信ぴょう性も低くなりかねない。
- SNS事業者が協力して統一した仕組みを作る件だが、諸々の手続きを回避するために、SNS事業者でのワーキング・グループがよいと考えている。将来的には消防庁で引き取っていただくのがよいと思う。
- SNS等は情報を伝える仕組みとしてレベルが上がっているので、現在の119番の仕組みも同様であったが、社会的責任として被災者から対応者へ情報を伝えることは意義あることだと思う。
- 各SNS事業者のサービスの違いはあるものの、調整して、消防庁へ情報を伝える仕組みを作ることがよいと思う。
- 各SNS事業者が構築した統一したインターフェースがあれば、NGO的な組織としては、対応しやすいと思う。
- 消防本部としては、フィルタリングにおいて徹底的な精査が必要と考える。
- ワーキング・グループについては、言語検索サービスを提供している事業者の協力もいただきたい。
- 検討会のまとめとして、3月までにできる部分（報告書の作成）は行い、並行して、ワーキング・グループも進めて行く方向で調整したい。